

2025 年 10 月 No.252

タイ

労働者保護法の改正に関する最新動向

弁護士 箕輪 俊介

はじめに

労働者保護法は、タイの労働法制を規律する重要な法令である。この労働者保護法の改正案が、2025 年 9 月 15 日に上院にて承認された。この改正案は、上院での承認を以て両院で可決されたため（2025 年 7 月 16 日に下院で承認がなされている）、施行日は未定であるものの、近日、労働者保護法の改正法が施行されるものと思われる。今後、実際に施行される改正法は現行法案から多少の変更が加えられる可能性はあるものの、概ね現行法案に近しい内容になるものと思われるため、本稿にて現行法案の主たる内容を紹介したい。

出産・育児に関する労働者の権利の拡充

今回の改正の主たる内容は、出産・育児に関する労働者の権利の拡充である。

タイを含む一部の東南アジアでは出生率の低下が深刻な社会問題となっている。そして、他の東南アジア諸国では、この問題に対処するための法整備が進められている。例えば、同じ問題を抱えるシンガポールでは、夫婦間で共有可能な新たな育児休暇制度が 2025 年に導入されている。

タイは、出生率が 2024 年に 1.0 近くまで落ち込んでいるものと報じられており、深刻な少子化に悩む国の一つである。そのため、タイでも、他の東南アジア諸国と同様に、出産・育児に関する労働者の権利の拡充が検討され、以下の改正が考えられている。

出産休暇期間の拡張

出産休暇期間は現行の 98 日から 120 日に拡張される予定である。

2019 年の改正時にも当時の 90 日から現行の 98 日に拡張されたが、更なる大幅な拡張が予定されている。また、出産休暇期間中の賃金についても最低 60 日分は支払われることとされている。現行法では 45 日分が賃金の支払期間の下限とされているため、出産期間の拡張に伴って賃金の支払期間の下限も拡張される予定である。

	2019 年改正以前	現行制度	改正案
出産休暇期間	90 日	98 日	120 日
期間中に支払われる賃金	最低 45 日分	最低 45 日分	最低 60 日分

新生児の健康状態に応じた追加休暇制度

本改正により、子を出産した労働者が、出産休暇に追加する形で休暇を取得することができるようになることが予定されている。子を出産した労働者は、新生児の身体に何らかの問題が見受けられる場合には、当該状況を示す医師の診断書を提出することを条件として、出産休暇に加えて 15 日まで休暇を取得することができることとされている。この休暇を取得している期間において、労働者は通常の賃金の 50%以上の賃金を受領することができるものとされている。

配偶者による育児休暇制度

本改正により、配偶者が育児休暇を取得することができる制度も新規に導入されることが予定されている。労働者は、性別を問わず配偶者の出産前、又は、出産後 90 日までの間に、最大 15 日間の育児休暇を取得することができる。現行法案にて育児休暇を取得できる者を「父親」と規定するのではなく、「配偶者」と規定している理由は、2024 年に施行された婚姻平等法を受けて、同性の配偶者も育児休暇を取得することができることを明確化するためのものと推察される。この休暇を取得している期間において、労働者は、賃金の全額を受領することができることとされている。

本改正の影響

本改正がなされていない、本稿の執筆時点（2025 年 10 月現在）でも、外資系の企業やタイの大企業を中心に、育児休暇等の制度を任意に設けている企業は少なからず存在する。今回の改正案が法制化されることにより、全ての企業に上記の制度の導入が義務づけられる予定である。

この改正に伴い、現行法令に基づいて就業規則を策定している企業は、就業規則を改訂することを検討する必要があるものと思われる。加えて、多様な働き方を許容する、現代的な福利厚生の在り方も、会社のこれからの担い手となる若い世代にとって、就業先を考えるにあたり重要な考慮要素となり得る。このことからすれば、これを機に、本改正の枠に留まらず、若手にとって真に魅力のある福利厚生を志向することも一考に値するものと思われる。

[執筆者]



箕輪 俊介（長島・大野・常松法律事務所 Nagashima Ohno & Tsunematsu (Thailand) Co., Ltd. 弁護士・パートナー）

shunsuke_minowa@noandt.com

現在バンコクオフィスにて勤務。バンコク赴任前は、中国を中心としたアジア諸国への日本企業の進出支援、並びに、銀行法務及び不動産取引を中心に国内外の企業法務全般に従事。現在は、タイ及びその周辺国への日本企業の進出、並びに、在タイ日系企業に関連する法律業務を広く取り扱っている。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的な情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

長島・大野・常松 法律事務所

www.noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー

Tel: 03-6889-7000（代表） Fax: 03-6889-8000（代表） Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、600名以上の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所として、企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供しています。東京、ニューヨーク、上海、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ、ジャカルタ*及びロンドンに拠点を構え、多種多様なニーズに迅速かつきめ細やかに対応する体制を整えており、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。（*提携事務所）

[当事務所の海外業務に関する詳細はこちら](#)

NO&T Asia Legal Update ～アジア最新法律情報～の配信登録を希望される場合には、
<https://www.noandt.com/newsletters/nl_asia_legal_update/>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter-asia@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承くださいませよう願います。